

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を

次のように改正する。

(12) イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、六〇〇
(13) 赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七〇〇
(14) 熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八一〇
(15) X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、六〇〇

別表第二第一号の表第一項中

(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料 一測定	二〇、〇〇〇円
(13) イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、六〇〇円
(14) 赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七〇〇円
(15) 熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八一〇円
(16) X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、六〇〇円

に改め、同表第三項

円 | 円 | 円 | 円 |

を

中

ハ 非破壊検査	X線探傷検査	一試料 一測定	六、八九〇円
---------	--------	------------	--------

を

ハ 定

		非破壊測 及び検査
(2) X線探傷検査		(1) 大型X線CT装置に よる測定
一 試料	一 測定	一 時間
六、八九〇円		一六、一〇〇円 (一時間を増す ごとに一三、六 〇〇円を加え る。)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。